

「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の概要

I 背景

- 1 「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」(平成17年法律第31号)では、携帯音声通信事業者等に対し、契約の相手方の本人確認等が義務づけられている。
- 2 平成28年熊本地震により、被災者が本人確認書類を消失し、携帯電話の契約等に際して本人であることを確認できる書類がない場合が想定される。このような場合において、被災者が携帯電話の契約等を行うことができるよう、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則」(平成17年総務省令第167号)を改正し、平成28年熊本地震の被災者について、当分の間、本人確認の方法等に関する特例を設けることとする。

II 省令の概要

本人確認の方法等に関する以下の特例について、平成28年熊本地震の被災者に対して適用できるように改正を行うもの

- ① 携帯音声通信事業者が、規則第3条第1項第1号(自然人に対する本人確認)及び第十一条第一項第一号(自然人に対する譲渡時本人確認)に規定する方法により、本人確認及び譲渡時本人確認を行うことが困難であると認められる場合は、暫定的な措置として当分の間、当該自然人からの申告により、本人確認を行うことができる。
また、携帯音声通信事業者は、通常の本人確認等を行うことができることとなった後、直ちに通常の本人確認等を行う。(附則第7条関係)
- ② 媒介業者等が、規則第12条(自然人に対する本人確認及び譲渡時本人確認)に規定する方法により、本人確認及び譲渡時本人確認を行うことが困難であると認められる場合は、暫定的な措置として当分の間、当該自然人からの申告により、本人確認を行うことができる。
また、媒介業者等に本人確認及び譲渡時本人確認を行わせていた携帯音声通信事業者は、通常の本人確認等を行うことができることとなった後、直ちに通常の本人確認等を行う。(附則第8条関係)
- ③ 貸与事業者が、規則第19条第1項第1号(自然人に対する貸与時本人確認)に規定する方法により、貸与時本人確認を行うことが困難であると認められる場合は、暫定的な措置として当分の間、当該自然人からの申告により、本人確認を行うことができる。
また、貸与事業者は、通常の貸与時本人確認を行うことができることとなった後、直ちに通常の貸与時本人確認等を行う。(附則第九条関係)

III 施行日

公布の日から施行する。